

公明党の灰垣です。

「環境にやさしいまちづくりについて」と題して、一般質問をさせていただきます。

私は、非常に重要な案件でと思いますので、本日は、質問項目をこの一本に絞ってお伺いしたいと思います。

【1 問目】

本市では、市内産業の振興並びに雇用機会の拡大などを目的に、立地奨励金を交付する「企業立地促進制度」や観光、まちの賑わいの向上及び都市機能の充実、市内経済の活性化などを目的に、「高槻市ホテル及び旅館の誘致等に関する条例」等を制定し、産業の振興に取り組んでいます。

また、このたびの新名神高速道路の建設に伴い、高槻インターチェンジエリアにおいては、地域住民の合意形成を重視し、未来につなげるためのまちづくりが進められています。一括業務代行予定者の試算によると、雇用創出として、500名程度、また、固定資産税や都市計画税などの税収増として、年間約1.5億円が想定されています。

また、高槻東道路、十三高槻線、南平台日吉台線などのアクセス道路の整備が進み、人、物が集まることで、新たな産業が発展し、まちが活性化することには、誰もが期待していることだと考えます。

このように、工業、産業が振興、発展することで我々の生活は豊かになるということは、疑いのないところであろうと思われれます。

しかしながら、工業、産業の発展により様々な問題が発生することも事実であります。

たとえば、昭和45年、日本で初めて光化学スモッグが発生し、各地で健康被害が発生したことから、以後、自治体から国民に警報、

注意報等の発令を周知する体制が整いました。

また、昭和58年には、焼却灰から発がん性のあるダイオキシンが検出され、平成9年、法令により規制されることになりました。

関係法令等の整備を含めて国や地方公共団体、事業者、市民など関係者の様々な英知と努力でこれを解決してまいりました。

これらをはじめとする有害な物質は、工場や事業場、自動車や、廃棄物の焼却等により発生すると言われ、工業、産業の発展の弊害ともいえるのではないのでしょうか。

このように、本市に企業が集まり、産業が発展することは非常に喜ばしいことですが、市民の生活環境に影響を与える可能性のある、あるいは市民が不安を感じる企業の進出等については、慎重に考える必要があると思います。

工業・産業が発展すれば、それに伴い廃棄物が生じることは当然のことですし、どこかの地域で処分しなければならないことは当然です。

このような経緯を踏まえ、今回の一般質問では「環境にやさしいまちづくり」として、特に、廃棄物の処理の現状とともに、このほど改訂されようとしている環境基本計画での位置付け等に絡めて、質問したいと思います。

1 問目は、3点お伺いします。

1 点目は、現在、上牧地区において産業廃棄物の処理に関して問題が惹起しているが、廃棄物処理法では、廃棄物の処理について国、府、市、事業者の役割はどのようになっているのか？

2点目は、本市においては、現在、廃棄物の処理はどのように行われているのか？

3点目は、これら廃棄物の処理に関して、環境基本計画では環境目標等はどのように謳われているのか？

以上、3点お答えください。

< 1 問目答弁 >

1-1 廃棄物につきましては、大きく一般廃棄物と産業廃棄物に分けられます。産業廃棄物につきましては排出事業者が処理責任がございしますが、一般廃棄物につきましては、市町村に処理責任がございします。そのため、市では主に一般廃棄物の適正処理などに係る役割を担っており、国は廃棄物全般の適正処理に関する役割を担っております。府や政令で定める市につきましては、処理業や施設に係る許可等を行なっております。また、排出事業者につきましては、自らの責任において適正に処理しなければならないとされております。

1-2 現在の廃棄物処理についてでございますが、一般廃棄物につきましては市町村に処理責任がございしますので、市が処理を行っております。

産業廃棄物につきましては、排出事業者がその活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。そのため、自ら処理を行なうか、収集・運搬、処分に係る許可を取得している許可業者に委託し、処理を行なうものです。

1-3 平成29年3月に改訂されました第2次高槻市環境基本計画においては、一般廃棄物に関し、「限りある資源を活かして、ごみゼロをめざすまち」を望ましい環境像として、「持続可能な循環型社会の形成」が環境目標として謳われております。

産業廃棄物に関しましては広域処理が認められている等の理由により、環境目標はございません。

【2問目】

廃棄物処理法での位置付けや国、府、市の役割など現状等のご説明のあったとおりです。また、産業廃棄物の処理が事業者の責任により広域的に行われているもので、国や府が廃棄物処理全般の適正処理に関する役割を担っている。このため、本市環境基本計画では専ら一般廃棄物に関しての方針が謳われているということは理解しました。

そのうえで、2問目は8点お伺いします。

1点目は、産廃建設予定施設では、特定管理産業廃棄物も処理されると聞いているが、特定管理産業廃棄物とはそもそもどのようなものか？

2点目は、大阪府下で特定管理産業廃棄物の処分業者の状況をお聞きます。

また、それを焼却処理している場所はどういうところなのか？立地状況もあわせてお答えください。

3点目は、本市で排出された医療系の特定管理産業廃棄物等は、現状どのように処理されているのか？お答えください。

4点目は、本市での処理についてこれまで何か問題になったことはなかつたか？さらに、国等はこの現状について市に対して、何らかの課題認識を示されたことがあるのか？お聞きします。

5点目は、地域住民の方々は、焼却施設の建設計画に対して生活環境や営農環境などの環境悪化に対して大きな懸念を示されているが、本市の環境基本計画においては、生活環境等の保全についてはどのように謳われているのか？

6点目は、今回の当該焼却施設のそもそも計画地で焼却施設の建設は可能なのか？

7点目は、昨年9月にこの焼却施設の相談書が提出されたと伺っているが、この事前相談とはどういうものなのか？それに対しては市として、どのような対応をしているのか？そして、今後の流れはどのようなのか？お答えください。

8点目は、この建設計画については、既に上牧、五領地区の皆様に対して住民説明会も行われておりますが、地域住民の皆様の不安を払拭するどころか、生活環境への不安や事業者への不信感が、かえって強まったのではないかと危惧するような地域住民の皆さんからのお声もいただいております。

今後、正式に産業廃棄物処理施設の設置に向けた手続きが進んでいく場合、設置に向けたプロセスにおいて住民が意見を述べる事が出来るのか？また、事業者に対しては、地域住民からの意見に対する見解を述べる事が出来るのかなど、現状の制度やプロセスにおける地域住民の関わりについてお答えください。

また、本市と同様の課題を抱えておられる他の自治体もあろうかと思いますが、地域住民の意向を出来るだけ反映させるための条例

を導入されている他市の取組みなどがありましたらお答えください。

以上、8点、ご答弁願います。

< 2 問目答弁 >

2-1 廃棄物処理法では、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、金属くず・がれき類・動植物性残渣など20種類を産業廃棄物として定めており、特別管理産業廃棄物とはそのうち、『爆発性・毒性・感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるもの』と定義されておまして、廃油・廃酸・廃アルカリ・感染性産業廃棄物・その他PCB汚染物や廃アスベストなどを含む特定有害産業廃棄物の5種類が政令で定められております。

2-2 大阪府下の特別管理産業廃棄物の処分業者につきましては、焼却だけでなく、溶融や中和等で中間処分を行なう処分業者を含め45社存在します。その中で、感染性産業廃棄物の焼却施設は、堺市の臨海工業地域にございます。

2-3 本市の医療機関から排出される感染性産業廃棄物につきましては、特別管理産業廃棄物として取り扱われ、排出事業者より提出されたマニフェスト報告によりますと、京都府や和歌山などの許可業者において焼却処分や溶融処分が行なわれております。

2-4 本市での処理につきまして、これまで特に問題があったとはございません。また、国から何らかの問題が提起されたことはありません。

2-7 本市の環境基本計画における生活環境等の保全については、誰もが心地よく、憩いとやすらぎの生活を営めるまちを望ましい環境像とし、健やかに暮らせる良好な生活環境の保全を環境目標として定めております。

2-8 関係住民の係わりにつきましては、産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例 第22条に「事業計画者は、関係住民に対し事業計画書の記載事項を周知するための説明会を開催しなければならない」と規定しております。また、第23条に「関係住民は事業計画書提出者に対し関係地域の環境保全の見地からの意見書を提出することができる」、第24条には「事業計画書提出者は上述の関係住民からの意見書に記載された意見に対する見解書を作成し、関係住民に示さなければならない」と規定しております。

地域住民の意向を出来るだけ反映させるための条例を導入されている他市の取り組みの事例としましては、浜松市やさいたま市が、事業計画者などが生活環境上必要な事項を内容とする協定を地域住民と締結するよう求めることができる条例がございます。

5点目と6点目は他部局にまたがりますので調整のうえ私のほうからお答えします。

2-5 5点目の計画地での焼却施設についてですが、計画されている敷地は工業系の用途地域であり、現在、施設の立地についての相談を受けている段階です。

2-6 6点目の事前相談についてですが、今回の計画は周辺への影響が大きいと考えられる計画であることから、正式な申請が行われる前に関係課の意見を取りまとめ事業者に示すために実施しているところです。

今後の手続きにつきましては、施設の立地等に関し、建築基準法の許可手続きが必要であり、施設の設置や業に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可手続きが必要であります。

まず、建築基準法に基づく手続きの流れとして、事前協議、法手続きとなりますが、その許可にあたりましては、市の都市計画審議会の意見を伺った上で、大阪府の都市計画審議会の議を経る必要があります。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく手続の流れといたしましては、要綱に基づく事前審査、条例の手続き、法の手続きとなっております。

その中で、周辺環境への影響の予測・評価を行なったうえで法の規定に基づき、焼却炉の構造及び廃棄物の保管方法など、廃棄物の適正処理について審査を行なうこととなります。

これらの手続きについては、すべて事前相談の段階です。

【3問目】

戦後70年あまり、あらゆる分野において、著しく技術革新が進み、我々の生活に多大な恩恵を与えてまいりました。冒頭にも申し上げましたが、我々が生活していくうえで産業の発展は欠かせないものです。

しかし、そのこととは裏腹に何らかの弊害が生まれます。特定管理産業廃棄物の中には医療機器廃棄物も含まれることは先ほどの答弁でもありました。

人の生命を救うために作られたもの、あまたの人命を救ってきたであろうものが使用後は厄介者扱いされる。いま日本は、超高齢社会を迎え、今後ますます医療の分野でのこれら廃棄物が増えていくことを考えると、私は今回の事を通して、非常に複雑な心境にかられています。

私はこの時期、毎年献血をさせていただいてますが、一昨日にその機会があり、「あ～この注射器もこの後、厄介者扱いされるんやな～」と考えておりました。

これ以上、この件で論ずると趣旨から外れてしまいますので、本題に戻ります。

本市の事業所から排出される特定管理産業廃棄物は、京都府等に運搬され、処理されているとのこと。また、この市外での処理についてこれまで特に問題があったことはなく、国等から本市に問題提起されたことがないという説明でした。

一方、上牧地区における焼却施設の計画については、事前相談の段階で門前払い出来るものでないとのことではありますが、本市の環

境基本計画では「誰もが心地よく、憩いとやすらぎのある生活を営めるまち」を望ましい環境像として方針が示されていることから、計画地が工業系の用途地域であっても周辺の生活環境への十分な配慮が求められているのは言うまでもありません。

また、環境基本条例の前文にも「健康で文化的な生活を営むうえで、良好な環境を享受することは私たちの権利である」とされており、さらには「誰もが安心して生活できるまちをつくる」を総合戦略プランの重点目標に掲げている高槻市です。

これまでに、産業廃棄物焼却場建設計画に対する住民説明会が本年2月26日に2自治会に、そして、先日3月20日には連合自治会を対象に、午後2時と7時の2回に分けて開催されました。

私は、この3月20日の2回ともに参加をさせていただきました。ネット上にもその模様がアップされているので、ご存じの方も多くいらっしゃると思いますが、2時の開催時は会場である五領公民館に入りきれず、館外にも人があふれる状態でした。私は2階フロアにいましたが、説明会場には入れずその内容は伺うことができませんでした。

7時開催時は、会場に入ることができ、話を伺うことができました。

参加者の方々の建設反対の烈々たる訴えに、この事案の重大さを改めて感じるものとなりました。

現在、住民のみなさんによる、建設反対の署名活動が行われています。

3月22日時点で、18,979人の署名が集まっているようです。

先日も関係する駅前で若いお母さん方が、立春を過ぎたとはいえ、まだまだ寒い中、活動をされていました。

住民のみなさんの、関心の高さは不安の表れの大きさによるものと強く感じております。

先述した2月26日の説明会を皮切りに、私にも毎日、この件で住民の方々からお電話を頂戴しております。

また、ご来庁いただきお話を伺っております。

みなさんの切実な思いに、私も胸を痛めてしまいます。

この1か月、寝ても覚めてもこのことが頭から離れません。

3月17日、高槻市役所 市民生活相談課に産廃焼却炉協議会より「意見書」が提出されました。

とても磨き抜かれたな内容となっているという感想をもっております。

提出された「意見書」でも、触れられていますが、「建築基準法第51条ただし書きの規定による許可に関する基準」では、「災害の発生するおそれの高い区域に位置しないこと」とありますが、政府地震調査会の活断層や海溝型地震の長期評価によると、南海トラフ沿いで10年以内にマグニチュード8～9級の地震が発生する確率は、20～30%とされる中、当該予定地は本市のハザードマップで5メートル以上水没するとしているこの地域であること、また、当該予定地周辺には保育所や幼稚園、学校などが立地しており、同基準には「施設の敷地及び住宅集合地域から保育所や学校等おおむね100メートル以内の区域に位置しない」とされているが、これ

らのことを踏まえると、形式的な判断ではなく、総合的・実質的に考えていただきたいことを求めています。

また、本市では条例において、産業廃棄物処理施設を建設しようとするときは、住民には事業者からの説明を受けるとともに意見書を提出する機会を保証し、事業者にはこれに対する見解を回答する義務があること答弁されました。

しかしながら、条例においていくら住民に関与の機会を保証し、事業者には義務を課していても、双方がすれ違いのままであっても、設置に向けた手続きが粛々と進められ、地域住民の意見が十分に配慮されないまま施設が完成する可能性はあります。それでは、市民参加のプロセスを設ける意味が無くなってしまいます。

先ほどご答弁いただいた浜松市やさいたま市では、「事業計画者及び関係住民等は、求めがあったときは、「環境保全協定」を締結するよう努めなければならない。また、求めがあった時には、産業廃棄物処理施設設置等調整委員会を置く。という項目もあります。これらも参考にさせていただくことを重ねて要望しておきます。

一般廃棄物にしろ、産業廃棄物にしろ、処理施設は、私たちの生活のなかで必ず必要なものではあります。しかし、先ほどの答弁で大阪府下では堺市が特別管理産業廃棄物を焼却する施設があることは説明がありましたが、埋め立て地に立地しています。

住宅や学校、保育施設等に近接して建てられることに反対の意を唱えることは、住民感情からはやむを得ないことであり、それだけに事業者側により丁寧かつ真摯な対応を求め、責務を課すことには、

一定の合理性があるものと思います。

不動産業界では、この件で焼却施設が完成した場合は、地価が下落することは間違いないと、もっぱらの話題のようです。

昨日の本会議質疑でも、本市はある情報サイトで関西で「住んでみてよかったまちNO1」に2度ランクされました。

さらに、「住んでみたいまちNO1」を目指してく旨の答弁がありました。

しかし、これでは、まったく逆行してしまうのではないのでしょうか？

るる申し上げましたが、どうか、住民の目線に立ち、住民に寄り添い、住民の生活環境を守る姿勢で対応していただくことを強く求めて、私の一般質問を終わります。